

○柏市民交流センター運用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、柏市文化・交流複合施設条例第6条12項の定めにより、柏市民交流センターの管理運営に関し必要な事項を定める。

(営利活動に関する対応について)

第2条 柏市の「受益者負担の適正化基準」に従って、利用者の物品の販売及びサービスの提供について、下記の運用基準を適応する。

記

1 運用基準

	ミーティングルーム 多目的スペース	オープンスペース
物品の販売 サービスの提供	可(*1)	不可(*2)

*1

- ・利用者は条例に基づいて、禁止行為の解除申請をする。
- ・利用料金の算定基準となる利用者区分については、主たる利用目的が物品の販売やサービスの提供による利益の獲得と見なされる場合は、営利目的利用者と位置づけ、条例で定める営利団体と同額の負担とする。

*2

- ・オープンスペースについては不特定多数の市民がともに利用する空間であり、空間を厳密に区分することができないため、原則どおり、物品の販売およびサービスの提供は不可とする。ただし市や指定管理者の主催、共催または後援するイベントについてはこの限りではない。

(使用中止に関する制限規定)

第3条 柏市文化・交流複合施設条例（以下「条例」という。）第13条、第14条及び第15条による許可を受けた利用者（以下「許可利用者」という。）が、条例第17条及び柏市文化・交流複合施設条例施行規則（以下「施行規則」）第15条に定めた届出が無く、次に該当するときは、許可利用者に対して、条例第18条に基づく施設の使用等を制限若しくは停止（以下「制限等」という。）する。

- (1) 使用日当日から6日前を過ぎてから使用中止の申し出（以下、「直前キャンセル」という。）が3回あった許可利用者
- (2) 使用日当日まで、使用中止の申し出なく使用をしなかったこと（以下、「無断キャンセル」という。）が1回あった許可利用者
- (3) 前項及び前々項に該当する許可利用者が、使用日より7日後の午後8時までに使用料の支払いがあった場合は、(1)及び(2)の適用をうけない。

(制限の内容及び期間等)

- 第4条 指定管理者は、前条の(1)または(2)に該当する許可利用者（以下「制限等該当者」）がいるときは、制限等該当者に速やかに通知するものとする。
- 2 前項の通知を受けた制限等該当者は、通知日から起算して14日を過ぎた日の翌日から30日間、ウェブサイト及び専用の端末機からのログインが停止され、期間中における抽選の申し込み、当選の申請、予約の変更及び取り消しはできないものとする。
- 3 制限等該当者は、前項2の制限等を受けている期間中において、既に利用の許可を受けている予約を変更、取消し及び予約状況の確認（以下「変更等」という。）をするときは、柏市民交流センターに直接申し出なければ変更等ができないものとする。
- 4 制限等該当者が、制限等の期間中において、別に許可を受けている利用の直前キャンセルまたは無断キャンセルに該当した場合、該当する度に制限等を適用し、この場合における制限等の期間は、既に適用を受けている制限等の期間に追加した期間とする。
- 5 制限等の適用に関しては、指定管理者が止むを得ないと認める場合（公共交通機関の乱れや自然災害など）を除き、いかなる例外も認めない。

(掲示物に関する基準)

- 第5条 パレット柏館内のポスター・チラシ等の掲示は、以下の基準で行う。
- (1) 市民活動掲示板に掲示するポスターのサイズはA3版以下とする。
- (2) 掲示期間は最長1ヶ月間とし延長はしない。
- (3) 掲示期間終了後において、掲示した掲示物の返却はしない。
- (4) 営利活動を目的とした事業等に関わる掲示物は掲示しない。

(掲示物の種類)

- 第6条 前条に定める掲示物の種類は、次のものに限る。
- (1) 市民公益活動団体の活動に関するもの。
- (2) パレット柏に登録している団体の活動に関するもの。
- (3) 柏市が主催、共催または後援するもの。
- (4) その他、柏市から掲示の依頼のあるもの。

*登録団体であっても営利活動を目的とした掲示物は受け付けない。

(ミーティングルーム及び多目的スペースの使用の単位数)

- 第7条 施行規則第9条第1項に定めるミーティングルーム及び多目的スペースの使用に関する、1日につき施設使用許可申請をすることができる単位数の限度について、以下に該当する場合に限り、利用者は使用の単位数の上限を超えて利用できる。
- (1) ミーティングルーム又は多目的スペース使用の際、利用者が利用を希望し、かつ施行規則11条第1項の施設使用許可を受けたものがないときは、当日に限り、利用者が利用を希望する使用時間の区分の直前の区分時間内に施設使用許可申請を行い、指定管理者の許可を受けた場合は、使用することができる。

(付帯設備利用料金)

第8条 条例の別表に定めのない利用料金（付帯設備利用料及びコピーサービス）を下記の通りとする

(1) 付帯設備使用料

設備・備品名	個数	利用料金（円）	配置場所
ポータブルワイアレスアンプ ワイヤレスマイク 2本含む	3	300円/3時間	総合受付にて貸出
CDプレイヤー	2	300円/3時間	総合受付にて貸出
DVDプレイヤー	2	300円/3時間	総合受付にて貸出
譜面台	5	100円/3時間	総合受付にて貸出
舞台	4	300円/1時間	オープンスペース
PAアンプスピーカー一式	1	360円/1時間	オープンスペース

(2) コピーサービス

大判プリンター（長尺プリンター） 1台 設置場所：作業室

通常印刷			
	33インチ幅 (841mm)	36インチ幅 (914mm)	42インチ幅 (1066mm)
用紙持ち込み	400円	500円	600円
普通紙	700円	800円	900円
光沢紙	1,000円	1,100円	1,200円
文字のみ印刷（単色印刷）			
用紙持ち込み	200円	300円	400円
普通紙	500円	600円	700円
光沢紙	800円	900円	1,000円

※市外料金と営利利用の場合は、上記料金の3倍

印刷機（輪転機） 2台 設置場所：作業室

製版	1製版	70円
印刷	50枚	10円

カラー複合機 3台 設置場所：作業室、コワーキングスペース、PCコーナー（閲覧用）

モノクロ	1枚	10円
カラー	1枚	50円

用紙販売

A4	1枚	1円
A3	1枚	2円
B4	1枚	1円

B3	1枚	2円
----	----	----

ラミネートフィルム

A4	1枚	10円
A3	1枚	20円
B5	1枚	10円
B4	1枚	20円

(主催・共催・後援の基準)

第9条 イベントにおける「主催」「共催」「後援」の取り扱いを以下の基準で行う

(1) 主催

計画から運営までイベントの主体となり、全ての責任を負うもの。

(2) 共催

当施設を含む複数の市民団体等が、イベントの計画段階から主な部分に携わり、運営方法の役割について分担してイベントを行うもの。責任や負担費用等については協議して取り決めることとする。名称についてはパレット柏と協力する団体等が共に「共催」と表現する

(3) 後援

第3者が主体となるイベントについて、その趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。応援、援助の内容は、原則として「後援」の名義使用の承認に限る。後援する事業は柏市の市民団体が主催し、柏市の後援、もしくは柏市の補助金で実施する事業に限る。

附 則 (平成30年9月25日)

- 1 この規程は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 使用中止に関する制限規定については平成30年11月1日からの使用中止届に適用する。

平成31年2月12日改定

第3条(3) 使用日より7日後に変更

第7条付加

第8条付加

平成31年4月1日改定

第8条印刷機料金改定

第9条付加